

## 背景

福島復興再生特別措置法第115条第6項

（各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価等）

主務大臣は、毎事業年度の終了後の評価（年度評価）を行うときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。（意見聴取）

## 経緯

- F-REIによる自己評価（6月末） → 主務大臣評価（案）の策定
- CSTI評価専門調査会における意見・指摘事項の検討
  - 第151回（7月）：評価・指摘事項における考え方の決定
  - 第152回（9月）：所管省庁による主務大臣評価（案）および対象法人における業務の実績等につきヒアリング  
CSTI意見（案）の検討

・ 復興推進委員会（8月末）【機構WGによる審議】  
年度評価に関する主務大臣評価（案）について意見

## 意見（案）（概要）

令和5年度のF-REIの年度評価に係る主務大臣評価（案）については、新産業創出等研究開発基本計画を十分に踏まえるとともに、政府の科学技術・イノベーション基本法等を基にして実施される科学技術・イノベーション政策と整合しており、妥当である。

## 今後の予定

**12月23日 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）による意見の決定**

主務大臣評価の決定